

## 出雲市農業委員会（第2期）第34回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和5年(2023)5月25日(木) 午後1時30分から午後2時30分

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室

3 出席委員(20名)

大梶 泰男	松本 尚幸	河原 基	岡田 征記	落合 光啓
佐野 芳夫	松井 幸男	岡 正	水 壯	渡部 靖司
上野 正夫	天野 明浩	板垣 房雄	今岡 充	持田 守夫
江角 昭夫	伊藤 美樹	青木 敏男	若槻 博美	遊木 龍治

4 欠席委員(4名)

石飛 政樹 原 孝治 石飛 忠宏 塩野 一男

5 提出議題

(1) 報告事項

報第116号 会長専決処分の報告

報第117号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第118号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第119号 農地法第43条第1項の規定による届出について

(2) 議案審議

議第229号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第230号 農地法第3条の規定による許可の決定について

議第231号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について

議第232号 農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について

議第233号 非農地証明について

議第234号 令和5年度農業者年金加入推進活動計画について

会長あいさつ

## 6 議事

会長が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。署名委員に23番若槻博美委員、24番遊木龍治委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。報告事項、報第116号会長専決処分の報告、報第117号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第118号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報第119号農地法第43条第1項の規定による届出について、一括して報告します。

報第116号会長専決処分について、報告いたします。第33回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条1件、農地法第5条9件、事業計画変更1件については、島根県農業会議第86回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、常設審議委員会における決定日の5月10日付けで許可決定しております。

また、第33回総会で承認いたしました案件で、都市計画法第29条第1項に基づく開発行為の許可が未済のため、許可保留としていました農地法第5条2件について、令和5年5月12日付で開発行為の許可がありましたので、許可日と同日の令和5年5月12日付で許可決定しております。以上、報告といたします。

議長 続いて、報第116号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第116号について、説明します。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。報告事項の1ページから3ページをご覧ください。今月は受付番号25番から40番の16件の通知がありました。内訳としては、貸人の都合が2件、担い手による農地集積のためが6件、中間管理機構への移行が6件、借人の都合が2件、となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告といたします。

議長 続いて、報第117号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、

事務局から報告をお願いします。

和泉主事        それでは、報第117号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。第34回総会 報告事項の1ページから3ページをご覧ください。この届出の先月受付分は、受付番号33番から56番までの24件でした。権利の取得事由は、24件全てが「相続」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。受付番号39番、40番、41番はそれぞれ関連する届出です。受付番号36番、37番について、備考欄に、内ため池、内原野、内山林と書いてありますが、登記簿上にこのような表記で残っているため記載をしています。実際の農地として使用される面積は、登記面積から備考欄に記載している面積を引いたものになります。議案としては登記簿上の面積となります。受付番号35番について、備考欄に持分3分の1、持分6分の4と書いてありますが、これは被相続人からそれぞれ3分の1、6分の4の持分で農地を相続され、ご自身で耕作されているそうです。受付番号36番、43番、44番、50番、53番は、あっせん希望がありましたので、それぞれ担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、5月12日付けで通知を出しております。以上、報告といたします。

議 長        続いて、報第118号農地法第43条第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

後藤副主任        報第118号についてご説明いたします。報告事項の13ページから16ページをご覧ください。今月は、1件の届出がありました。まず、制度について簡単にご説明します。通常は、農業用ビニールハウス内の底面をコンクリートにする場合は、転用許可を受けなければなりません。平成30年の法改正により「農作物栽培高度化施設」として一定の基準を満たす施設については事前に農業委員会に届出を行うことで農地としての扱いのまま転用許可なく設置できるようになりました。この一定の基準とは施設の棟高が8.0m以内、軒高が6.0m以内であるといった高さの基準や日光を通さない素材のビニールハウスの場合は、隣の農地に日影を生じさせないといったものがあります。農業委員会としては、この施設に対して毎年の農地パトロー

ル等で現地確認をすることになります。現地確認では、届出内容のとおり使用されているか確認し、計画に則した状態でない場合は指導の対象になります。

それでは、個別の案件についてご説明いたします。報告事項13ページの受付番号1番です。資料は14ページから16ページをご覧ください。場所は佐田町上橋波の田1筆です。案内図は14ページです。建築予定の施設は、長さ22.0m、間口6.5m、棟高3.7m、軒高1.8mのビニールハウスが1棟です。ビニールハウスの面積は計143.00㎡です。ビニールハウスの屋根及び壁面は光を通さない素材です。建築後は菌床生シイタケを生産する計画です。施設の内部には、菌床シイタケの栽培棚が15個×4列と空調設備等を設置する計画です。なお、申請地は令和元年に農業用施設として転用の許可を受け、農業用施設の建築が完了している農地です。この農業用施設を活用し、農作物栽培高度化施設として利用する計画です。既存の農業用施設を活用する場合、軒高に応じて隣地境界との距離が設定されていますが、今回軒高が1.8mのため必要距離が2.0mとなり、基準を満たしていることを確認しています。今回の届出により、農地として扱われることになるため、固定資産税は農地として課税されることとなります。本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から2週間以内とされております関係上、事務局で内容を確認し、要件を満たすものとして5月8日付で通知を出しています。以上、報告といたします。

議長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

河原委員 議席番号5番の河原です。報第118号について、この申請地は平成18年水害時に冠水被害を受けた場所ではないでしょうか。板垣委員どうでしょう。

板垣委員 議席番号17番の板垣です。この方は当時被災された方です。ですから当該地の状況を十分ご承知のことと思います。

河原委員 最近大雨も多いので心配だが。

板垣委員 当時はダムも完成していなかったもので、当時と状況は異なります。

議長 他にご質問はございませんか。

持田委員 議席番号19番の持田です。同じく報第118号についてですが、議案に記載のある2,069㎡のうち306㎡については、全部農業用施設だったもの306㎡を農地に戻すということになりますか。

後藤副主任 前回の転用申請において、農地2,069㎡のうち306㎡を転用しハウスを建設されたところですが、今回このハウスをそのまま高度化施設にしようとするものです。ですので、農地2,069㎡のうち、306㎡が農業用施設という課税になっていたのが、今回の届け出により、全面積が農地ということになります。

持田委員 わかりました。

議長 他にご質問はございませんか。質問は無いものと認めます。

議長 続いて、議案の審議を行います。議第229号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。農業振興課打田係長から内容について、説明をお願いします。

打田係長 議第229号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会でのご判断をお願いいたします。

それでは、5月31日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。まず、賃借権の設定についてです。2ページ上の【利用権設定合計】とあります表の「賃借権」の行をご覧ください。設定の合計は53筆、79,789㎡、うち新規の設定が13筆、20,396㎡、再設定が40筆、59,393㎡です。この内訳につきましては、同じ2ページの【別表①】の表の「総計」欄の一番下の「合計」欄をご覧ください。相対分の合計が、1筆、781㎡、中間管理事業分の合計が、52筆、79,008㎡となっており、すべて中間管理事業一括方式分、となっております。続きまして、使用貸借権の設定です。2ページ上の【利用権設定合計】とあります表の「使用貸借権」の行をご覧ください。設定の合計は71筆、61,944㎡、うち新規の設定が51筆、41,945㎡、再設定が20筆、19,999㎡です。この内訳につつま

しては、3ページの【別表②】の「総計」欄の一番下の「合計」欄をご覧ください。相対分の合計が、16筆、14,480㎡、中間管理事業分の合計が、55筆、47,464㎡となっており、すべて中間管理事業一括方式分、となっております。今月のすべての利用権設定の合計は、2ページ上の【利用権設定合計】とあります表の「総計」欄の「合計」の行をご覧ください。124筆、141,733㎡です。その他、詳細な設定内容につきましては、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。また、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。26ページの表と、27ページの「総括表」を合わせてご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定により、島根県が指定する農地中間管理機構である「公益財団法人しまね農業振興公社」は、農地を所有者から買い入れ、中間保有した後、担い手である農家へ売り渡します。この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。今月の所有権移転の合計は4筆、6,878㎡です。以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者及び利用権の設定等を受けた者が、経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。説明は、以上でございます。

議長 それでは、議題となっております議第229号のうち、3件が農業委員関与案件となります。その内、19番持田守夫委員の関与案件が、21ページの79番、となります。それでは、19番持田守夫委員の関与案件1件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、19番持田守夫委員が除斥となります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第229号のうち19番持田守夫委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、19番持田守夫委員の関与案件1件を承認します。ここで持田委員の除斥を解除いたします。

議長 次に、5番河原基委員の関与案件が23ページの86番から87番の2件、となります。それでは、5番河原基委員の関与案件2件を先議案件といたし

ます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、5番河原基委員が除斥となります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第229号のうち5番河原基委員の関与案件2件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、5番河原基委員の関与案件2件を承認します。ここで河原委員の除斥を解除いたします。

議長 続きまして、議第229号のうち、先ほどの先議案件3件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第229号のうち、先議案件3件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第229号のうち、先議案件3件を除くすべての案件について承認します。

議長 次に、議第230号農地法第3条の規定による許可の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

和泉主事 それでは、議第230号農地法第3条の規定による許可の決定について、ご説明いたします。

第34回総会議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今回は、所有権移転の申請が6件ありました。個別の事案についてご説明いたします。2ページから3ページをご覧ください。

受付番号19番について説明します。譲渡人は、体調不良による労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がみかん等の果樹やカボチャを栽培される計画です。

つづいて受付番号20番について説明します。譲渡人は、市外在住による耕作不便により、従来からの耕作者である受人に譲渡するものです。所

有権移転後は、受人が野菜等を栽培される計画です。

つづいて受付番号21番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、譲渡人の親戚で近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がぶどうを栽培される計画です。

つづいて受付番号22番について説明します。譲渡人は、相手方の要望により、受人に譲渡するものです。受人は、住所は市外ですが、実家が申請地に隣接しているため、毎週通って、実家に住むご家族と一緒に耕作されるそうです。所有権移転後は、受人が野菜や豆を栽培される計画です。

つづいて受付番号23番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がそばや小麦を栽培される計画です。

つづいて受付番号24番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が自己所有地と一体的にショウガやレモングラス等を栽培される計画です。

以上、受付番号19番から24番については、4ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議長           ご質問、ご意見はございませんか。

議長           質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第230号農地法第3条の規定による許可の決定について、を承認される方の挙手を求めます。

議長           挙手多数と認めます。よって議第230号農地法第3条の規定による許可の決定について、を承認いたします。

議長           次に、議第231号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤副主任   それでは、議第231号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。第34回総会議案の1ページをご覧ください。今月は、3件の申請がありました。議案書は5ページ、参考資料は1ページから6ページをご覧ください。今月は、6月に開催予定の第87回常設審議

委員会に諮問する予定の案件はありません。また、説明案件もありません。

今月は追認の案件が1件あります。受付番号6番の案件は、平成8年頃から貸駐車場として利用していたものです。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。以上、受付番号4番から6番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長 　　ご質問、ご意見はございませんか。

議長 　　質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第231号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議長 　　挙手多数と認めます。よって議第231号の全案件を許可相当とし、許可の決定及び承認いたします。

議長 　　次に、議第232号農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤副主任 　　議第232号について、ご説明いたします。議案書の6ページから8ページ、説明資料の1ページから12ページ、参考資料の7ページから14ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が4件、賃貸借権の設定が1件、使用貸借権の設定が3件の合計8件の申請がありました。議案書欄外左に丸印をつけている2件について、6月に開催予定の第87回常設審議委員会に諮問する予定です。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書6ページの受付番号29番です。説明資料の1ページから3ページをご覧ください。転用場所は小山町の田2筆です。案内図は2ページです。転用目的は宅地分譲です。面積は転用面積・所要面積ともに2,494.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で宅地建物取引業を営む法人です。この度利便性の高い申請地を取得し、10区画の宅地を造成する計画です。資金計画については、所要資金額が8,000万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

議案書6ページの受付番号32番です。説明資料の4ページから6ページをご覧ください。転用場所は斐川町上直江の田3筆・畑1筆です。案内図は

5 ページです。転用目的は宅地分譲です。転用面積は2, 529. 00㎡、所要面積は2, 836. 53㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で宅地建物取引業を営む個人です。この度、利便性の高い申請地を取得し、10区画の宅地を造成する計画です。資金計画については、所要資金額4, 300万円で、これに対する資金調達は自己資金の計画であり、証明を確認しています。

議案書7ページの受付番号33番です。説明資料の7ページから9ページをご覧ください。転用場所は小山町の田1筆です。案内図は8ページです。転用目的は貸店舗敷地です。面積は転用面積・所要面積ともに3, 296㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は土地建物の賃貸業を行っている法人です。この度、利便性の高い申請地を貸借し、ドラッグストア用の店舗を建築し賃貸を行う計画です。資金計画については、所要資金額1億8, 337万5千円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書8ページの受付番号35番です。説明資料の10ページから12ページをご覧ください。転用場所は浜町の田2筆です。案内図は11ページです。転用目的はWCS置場です。面積は、転用面積・所要面積ともに、4, 027㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。農地区分は、農用区域内農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項ただし書きの「農業用施設」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で酪農業を営む個人です。この度、飼料の高騰に対応するためWCSの購入を増加する計画であるが置場が不足しているため、経営する牧場（江田町、約850mの距離）に近い申請地を使用貸借し、WCS置場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額2, 300万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。以上、議第232号の8件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長           ご質問、ご意見はございませんか。

今岡委員       議席番号18番の今岡です。説明資料1ページの資金調達所要額の記載が

ありませんが、全額借入金でよろしいですか。

後藤副主任 大変失礼しました、全額借入金になります。資料への追記をお願いします。

議 長 他にご質問、ご意見はございませんか。

江角委員 議席番号20番の江角です。第235号の32の案件ですが、所要面積と転用面積に差異がありますが、これには農地以外の土地が含まれていますか。

後藤副主任 おっしゃるとおり、計画図をご覧ください。西側の用地の一部が申請者の所有している宅地になります。その宅地も使用したうえで転用する計画です。

江角委員 この差分が宅地になる訳ですね。わかりました。

議 長 他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第232号農地法第5条の規定による許可の決定及び承認についてを承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第232号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

議 長 それでは、議第233号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

高木行政専門員 それでは議第233号、非農地証明の申請について説明します。議案書の9ページ及び説明資料13ページから16ページをご覧ください。今月は2件の申請がありました。

受付番号4番について説明いたします。申請地については議案書9ページに載せております。また説明資料の13ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料14ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は5月11日に落合農業委員、角推進委員、長崎推進委員、事務局職員で行っています。

受付番号5番について説明いたします。申請地については議案書9ページに載せております。また説明資料の15ページの位置図及び付近案内図

で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料16ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は5月11日に落合農業委員、角推進委員、長崎推進委員、事務局職員で行っています。

2件の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議 長 落合委員さんいかがですか。

落合委員 議席番号7番の落合です。先ほど事務局から説明があったとおりです。長期間放置されており、山林化している状況ですので、よろしく願います。

議 長 事務局及び担当農業委員から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第233号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第233号非農地証明について、を承認いたします。

議 長 次に、議第234号令和5年度農業者年金加入推進活動計画について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

高橋副主任 それでは、議第234号令和5年度農業者年金加入推進活動計画の決定について説明させていただきます。議案の11ページをご覧ください。すみつきかっこで囲んでいるところが令和4年度の実績ですので併せてご覧ください。それでは今年度の計画の内容を説明していきます。1.今年度の加入目標人数から説明していきます。独立行政法人農業者年金基金は、令和5年度より「若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計15万人早期達成強化運動」をスタートしています。この運動のもと島根県農業会議は、県内の市町村の加入推進目標を設定するようになります。出雲市農業委員会

には、案のとおり新規加入の目標があげられています。そのため、1. 今年度の加入目標人数を4人としました。このうち20歳から39歳までの方を、2人、女性の方は2人を目標としています。次に、2. 加入対象として働きかけをする目標人数について説明いたします。11ページをご覧ください。今年度の加入推進対象者は38人です。このうち20歳から39歳までの方は20人、女性の方は6人です。委員さんには担当地区の対象者の加入推進をお願いしたいと思います。3. 地区別加入推進班の整備につきましては、全ての農業委員さんを加入推進班員としています。加入推進の基本的な流れは、加入推進対象者を中心に、ご自身の担当地区で声掛けをしていただいて、加入の見込みがある方がいらした場合は、事務局へご連絡ください。事務局職員でより具体的な内容の説明を行い加入の手続きを行います。4. 加入推進対象者名簿の更新年月日については、ご覧のとおりです。加入推進対象者名簿の詳細については、13ページをご覧ください。農業支援センターから、認定農業者・家族協定締結者等の農業の担い手となる方の情報をいただき調整をしたものです。名簿の見直しを行い、比較的就農期間が長く資金的にも余裕があるであろう40代の方と政策支援を受けることができる新規就農者を中心に掲載しております。地区によって人数に差がありますが名簿は適時更新しますので対象者がいない地区の委員についても加入推進ができそうな方がいらっしゃいましたら情報をいただければと思います。5. 加入推進強化月間については、年度の後半に加入推進強化月間を2回設けるよう計画しました。加入推進活動をされた場合は記録帳に記載の上報告していただきますようお願いいたします。6. 個別訪問の実施計画についてです。加入対象者に対して、担当の農業委員さんにまず声掛けをお願いしたいと思います。先程説明いたしました加入推進対象者名簿の中に担当地区の方がいらっしゃる場合には積極的なお声かけをお願いいたします。加入意向があった場合はさらに事務局職員による訪問にて詳細な説明をする予定です。なお継続的な取組をお願いしたいので、秋に声をかけていただいた方に、再度冬にも声掛けをお願いするような計画にいたしました。7. 加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画についてです。JAと事務局の打ち合わせをすでに実施しております。8. 加入対象者に対する説明会等の実施計画をご覧ください。今年度は、農業支援センターが主催する青年等就農計画推進会議にて時間をいただき、新規就農者を対象に農業者年金制度の説明をさせていただきます。この会議は年に何度か開催されるもので、支援センターと連携をとり、新規就農者の加入推進にあたる予定です。9. 啓発普及活動については、市広報誌『広報いずも』内の「農業委員会だより」に農業者年金のPR記事を掲載し、JA出雲地区本部および斐川地区本部内の各支店にパンフレットを置か

せていただいています。10. その他として、窓口での加入相談と新たな受給者向けの年金相談会の開催を予定しています。以上、令和5年度農業者年金加入推進活動計画の決定について、説明は以上でございます。この内容は4月25日の農政部会及び5月18日の運営委員会で審議をしていただいております。よろしくお願いいたします。また、参考までですが、令和4年度の加入目標人数は4人に対して、実績は7人でした。令和3年度の加入目標人数は4人に対して、実績は3人でした。出雲市の現在の状況としましては、受給者の方が旧制度で583人、新制度は69人で、被保険者の方は42人です。令和4年度においては目標を大幅に上回る結果でした。これもたくさんの委員さんに個別訪問していただくなど、積極的に活動していただいた結果だと思えます。ありがとうございました。以上です。

議長           ご質問、ご意見はございませんか。

議長           質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第231号令和5年度農業者年金加入推進活動計画の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長           挙手全員と認めます。よって議第231号について承認いたします。

議長           予定していた議事は終了しました。  
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後2時30分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

阿川事務局長、山田次長、後藤副主任、高橋副主任、和泉主事、高木行政専門員

農業振興課

農地利用調整係 打田係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

---

署名委員

---

署名委員

---